

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第4号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10条の5 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の適用を受ける職員であってその職務の級が9級であるもののうち、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の25又は100分の20であるもの</u> (2) <u>条例第3条第1項第4号アに規定する医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるもののうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の25又は100分の20であるもの</u> 第10条の6 略 (1) 略 (2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるもののうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の15又は100分の10であるもの	第10条の5 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、<u>条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の適用を受ける職員であってその職務の級が9級であるもののうち、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の25又は100分の20である職員とする。</u> 第10条の6 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) <u>条例第3条第1項第4号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるもののうち、期末勤勉規則別表第一の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が</u>

(3) 略

第11条 新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（第1号様式）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第12条 任命権者が職員から前条第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確めて認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第16条 略

第16条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第11条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

100分の15又は100分の10であるもの

(3) 略

第11条 条例第9条第1項の届出は、扶養親族届（第1号様式）によるものとする。

第12条 任命権者が職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確めて認定しなければならない。

第16条 略

（令和6年改正条例附則第7項の規定が適用される間の読替え）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第10条の5中「条例第8条第1項ただし書の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第37号）附則第7項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第8条第1項ただし書きに規定する職務の級が行政職給料表の9級に相当する職員として」と、第10の6中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第11条第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、第16条の2第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第37号）附則第7項の規定により読み替えられた条例第8条第1項ただし書きに規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第10条の5及び第10条の6に規定する職員とする。

第1号様式（第11条関係）

扶養親族届
職員の給料等に関する規則第11条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

証明書 通添付		年 月 日提出		所 属 コ ー ド							
届出理由 ☐ 1 扶養親族の発生又は増加 ☐ 2 扶養親族の減少又は消滅		所 属 職氏名		職 員 番 号							
今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族				扶		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子				△	
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	同 居 別 居 の 別	年 収 額	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 事 由				
現在手当支給の対象となっている親族				族		60歳以上の父母・祖父母				△	
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	〔記入上の注意〕		加算対象となる子の数				人	
				1 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。		支 給 の 始 期、終 期 等		年 月 日			
				2 「届出事由」欄には、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。		上記のとおり認定する。					
				3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。		決					
職員である配偶者の扶養手当受給状況				4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍謄（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。		裁					
所 属 名 氏 名				5 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。							
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日								

第1号様式（第11条関係）

扶養親族届
職員の給与に関する条例第9条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

証明書 通添付		年 月 日提出		所 属 コ ー ド							
届出理由 ☐ 1 扶養親族の発生又は増加 ☐ 2 扶養親族の減少又は消滅		所 属 職氏名		職 員 番 号							
今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族				扶		配 偶 者				△	
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	同 居 別 居 の 別	年 収 額	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 事 由				
現在手当支給の対象となっている親族				族		60歳以上の父母・祖父母				△	
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日	〔記入上の注意〕		加算対象となる子の数				人	
				1 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。		支 給 の 始 期、終 期 等		年 月 日			
				2 「届出事由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。		上記のとおり認定する。					
				3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。		決					
職員である配偶者の扶養手当受給状況				4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍謄（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。		裁					
所 属 名 氏 名				5 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。							
氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日								

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式の改正規定（「職員の給与に関する条例第 9 条第 1 項」を「職員の給料等の支給に関する規則第 11 条第 1 項」に改める部分を除く。）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 1 号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。